

**建設工事請負契約書契約約款新旧対照表**

改正後	現 行	備 考
<p>(損害賠償の予定)</p> <p>第52条第1項 乙は、第48条第1項各号のいずれかに該当するときは、工事の完了の前後を問わず、又は甲が解除するか否かを問わず、損害賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同項第1号又は第2号に該当する場合において、審決の対象となる行為が昭和57年公正取引委員会告示第15号(不公正な取引方法)第6項に該当する行為である場合その他甲が特に認める場合は、この限りではない。</p>	<p>(損害賠償の予定)</p> <p>第52条第1項 乙は、第48条第1項各号のいずれかに該当するときは、工事の完了の前後を問わず、又は甲が解除するか否かを問わず、損害賠償金として、請負代金額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同項第1号又は第2号に該当する場合において、審決の対象となる行為が昭和57年公正取引委員会告示第15号(不公正な取引方法)第6項に該当する行為である場合その他甲が特に認める場合は、この限りではない。</p>	○違約金の率の変更

**土木設計業務等委託契約書契約約款新旧対照表**

改正後	現 行	備 考
<p>(損害賠償の予定)</p> <p>第48条 乙は、第43条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、審決の対象となる行為が昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号(不公正な取引方法)第6項に該当する行為である場合その他甲が特に認める場合は、この限りではない。</p>	<p>(損害賠償の予定)</p> <p>第48条 乙は、第43条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、審決の対象となる行為が昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号(不公正な取引方法)第6項に該当する行為である場合その他甲が特に認める場合は、この限りではない。</p>	○違約金の率の変更

**建築設計業務委託契約書契約約款新旧対照表**

改正後	現 行	備 考
<p>(損害賠償の予定)</p> <p>第47条 乙は、第42条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、審決の対象となる行為が昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号(不公正な取引方法)第6項に該当する行為である場合その他甲が特に認める場合は、この限りではない。</p>	<p>(損害賠償の予定)</p> <p>第47条 乙は、第42条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、審決の対象となる行為が昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号(不公正な取引方法)第6項に該当する行為である場合その他甲が特に認める場合は、この限りではない。</p>	○違約金の率の変更

**測量・調査等請負契約書契約約款新旧対照表**

改正後	現 行	備 考
<p>(損害賠償の予定)</p> <p>第23条 乙は、第20条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、審決の対象となる行為が昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号(不公正な取引方法)第6項に該当する行為である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。</p>	<p>(損害賠償の予定)</p> <p>第23条 乙は、第20条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、請負代金額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、審決の対象となる行為が昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号(不公正な取引方法)第6項に該当する行為である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。</p>	○違約金の率の変更